

日本スポーツ法学会 会報 第29号

2007年(平成19年)6月15日

日本スポーツ法学会事務局

〒190-0015

東京都立川市泉町935番地236-301

総合スポーツ研究所内

TEL 042-540-1092 FAX 042-540-1089

E-MAIL : senda@sportsnet-japan.com

発行人 菅原哲朗

編集人 小林真理

第14回大会 大会報告

「プロ・スポーツの法的環境」

日本スポーツ法学会第14回大会が平成18年12月16日(土)に早稲田大学国際会議場において開催された。「プロ・スポーツと法的環境」をテーマとする本大会では、一橋大学の内海和雄教授による基調講演「日本のプロ・スポーツの現状と問題点—イギリス、アメリカとの比較において」が行われ、日本プロ・スポーツの現状と課題について各国におけるプロ・スポーツ発展の経緯を踏まえた分析がなされた。まず講演の序盤に、アマチュアあるいはプロ・スポーツについて、これらを資本主義という枠の中で捉え直し、資本とプロ・スポーツ、あるいはスポーツへの国の援助のあり方など、日本スポーツのあり方や支え方を再考する必要があると強調された。

プロ・スポーツはスポーツ文化の開拓者であるにも関わらず、これまで体育系学会等において研究対象とされなかったが、それはスポーツで金を稼ぐべきではないという既成観念が永く学界を支配してきたことに起因すると指摘された。加えて、イデオロギーとしての「アマチュアリズム」と形態としての「アマチュアスポーツ」とは正確に区別して認識しなければならず、前者はブルジョアによるスポーツの独占支配あるいは労働者階級の排除が前提となって確立された思想であり、また資本主義経済にあってスポーツについて市場化を否定するという論理矛盾を内在するものであったと指摘された。

こうしたイデオロギーのもとで、イギリスでサッカーのプロ化が加速していく背景とラグビーがアマチュアリズムに固執した経緯に触れられ、近年、ついにアマチュアリズムの急先鋒であったラグビーにいたってもプロ化を余儀なくされた事情について説明された。



そのうえで、イギリス、アメリカ、日本、中国でのプロ・スポーツあるいは競技スポーツ発展の歴史的経緯について詳しく解説された。そこでは、必ずしも自治体に支援を求めず自立したクラブを目指して発展を遂げてきたイギリス型スポーツ。各都市のアピール手段としてプロチームが誘致され市場化の中で発展した一方で、戦力均衡を中心に一種の社会主義的システムの導入によってリーグ自体の繁栄と競争力の向上に目を向けてきたアメリカ4大プロ・スポーツ。戦後、企業スポーツに包摂される形でアマチュアの形態を維持してきた日本型スポーツ。北京五輪を控え、自治体が主体となり、かつ企業にも依存する形で発展を目指す中国スポーツについて触れられた。こうした国家形成や文化背景、そして社会システムの相違がスポーツの発展形態に顕現していることが明らかにされた。その他、プロスポーツファンからサポーターへの変容とこれによる権利義務発生の有無、スポーツにおけるスター選手像の変化などについても興味深い分析が加えられた。

(川井圭司 記)

■ シンポジウム報告 ■

シンポジウムは、浦川道太郎会員（早稲田大学）と井上洋一会員（奈良女子大学）の司会のもと、「プロスポーツの法的環境」をテーマとして行われた。

まず、川井圭司会員（同志社大学）から「日本におけるプロスポーツ法の現状と問題点～選手の権利をめぐる日米欧比較の観点から～」と題する報告が行われ、アメリカのBrown判決、イギリスのEastham判決、EUのBosman判決などを例示されながら欧米のプロスポーツ法をめぐる国際的な動向を概観され、いくつかの論点が整理され、それらから日本のプロスポーツ法の課題が検討された。例えば、日本のドラフト制度、移籍制度、ポストイング制度などが取り上げられ、戦力均衡理論の正当性、合理性などが検討された。特にまとめとしては、プロスポーツ選手を個別的労働者として保護するための労働法的規整の必要性と労使自治の原則に基づくプロスポーツリーグにおける法的規整の必要性が示された。

次に、山崎卓也会員（Field-R法律事務所）から「日本におけるプロスポーツ法の現状と問題点実務的観点から見る日本における選手権利、選手・球団間の労使紛争をめぐる問題点～プロ野球とサッカーを中心に～」と題する報告が行われ、プロスポーツの理念モデルとして、経済モデルとしての「開放型」「閉鎖型」と意思決定モデルとしての「理念型」「組合型」の観点が提示された。そして、この理念枠組みを現在の日本のサッカーとプロ野球に当てはめながら比較考察が行われた。具体的には、まず意思決定モデルとしてのNPBオーナー会議・実行委員会及びJリーグ理事会・総会・実行委員会の構成員・権限が検討され、特にプロ野球における各球団の利害の対立や意思決定権の不確定さを理由にプロ野球の改革が困難となっていることが指摘された。また、経済モデルとして、特に選手・労使関係の観点が取り上げられ、代理人交渉の実務体験も交えながら今後の選手契約交渉における特別な契約法制及び労使紛争の解決手続きの整備の必要性が指摘された。

最後に、石岡克俊会員（慶應義塾大学）から「日本におけるスポーツ法の現状と問題点～欧米比較と競争法的視点～」と題する報告が行われた。まず、



反競争的・閉鎖的な構成により発展を遂げてきた米国型リーグ（ナショナル・リーグ（NL）モデル）と競争的・開放的な構成により発展を遂げてきた欧州型リーグ（フットボール協会（FA）・フットボール連盟（FL）モデル）に関わる歴史と制度特性が比較概説され、競争法的視点を検討する上での歴史文化的背景の違いが説明された。そして、日本のプロ野球球団・リーグの問題点をこれらの視点を手がかりにして検討された。具体的には、特に日本プロフェッショナル野球協約の預かり保証金制度、加盟料・参加料制度及び野球組織の事業者団体性をめぐる独占禁止法の規律範囲、取引制限、参入障壁等の合理的理由の存否について検討された。

今回のシンポジウムは、いずれも外国の歴史と動向を交え日本のプロスポーツの法的環境を比較考察する発表であり、全体として、学問的にも実務的にも大変レベルの高いシンポジウムであり好評であった。各報告の詳細については、年報を参照されたい。

（齋藤健司 記）

■ 自由研究発表報告 ■

自由研究発表において、神谷宗之介会員による「プロ野球選手の肖像権と球団の権利—東京地裁判決を題材に—」では、統一契約書第16条（1項～2項）における肖像利用をめぐる球団と選手との見解の違いに注目し、その解釈、不合理性、優越的地位の濫用が争点となっていると指摘された。球団の商業使用は許諾されるとして、公序良俗に反するものともいえず、公正競争の阻害もないと判断した裁判者の判断に対して、選手に対する球団の投資・貢献は評価せざるを得ないものの、労使交渉で解決す

べき事項ではないかという問題提起がなされた。

次に、中田誠会員による「商品スポーツを販売する旅行会社の説明責任」では、消費者基本法における消費者の5つの権利と事業者の4つの義務、さらには旅行会社の注意義務と説明責任を提示した上で、ブリーフィングは重大事故における業者の免責根拠とはならないとした。そして、販売者には「予見義務及び検査確認義務を尽くし、リスクの結果の発生を回避すべき義務がある」と結論した。

そして、水沢利栄会員による「スキー場における対人衝突事故の過失割合に関する研究—大学生による判定の感覚—」では、事故現場を目撃した者が当事者の過失割合についてどのような判断を行うかに調査の焦点が当てられた。その結果、「衝突に至る経路等が単純で当事者が二人のみの場合」には判定には誤差がないものの、「複数の滑走者の関与や、衝突直前に滑走経路の変更等のある場合」は過失割合の判断に大きな幅があると指摘された。

以上三つの自由研究発表の後に、活発な質疑応答が展開された。(中村祐司 記)

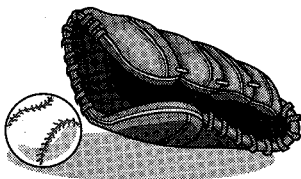
■ 総会報告 ■

総会において2006年度会計報告・事業報告と2007年度の予算及び事業計画が提案され、承認された。現時点での会員数は270名である。

今回は、アジアスポーツ法学会への参加等、学会の事務が拡大していることもあり、特別に理事を追加することが提案され、承認された。

新たに理事に就任したのは、笠井修会員（中央大学）、斎藤健司会員（筑波大学）、中村祐司会員（宇都宮大学）、森浩寿会員（大東文化大学）、吉田勝光会員（松本大学）である。なお、任期は今期理事同様2007年度限りとすることも確認された。

(小林真理 記)



ジュニアスポーツフォーラム報告

2007年度の「ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラム」（財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団、財団法人日本スポーツ安全協会、日本スポーツ法学会主催）は、平成19年1月18日(日)に新横浜プリンスホテルを会場にして全国から参加者があり、定員オーバーの中で開催された。

午前中、成田真由美さんによる「自分の可能性を求めて」特別講演が行われた。アテネパラリンピック水泳競技金メダリストである成田さんは、中学生の時、突然に身体が不自由になった時の苦しさ、家族との葛藤、そして水泳との出会い、パラリンピック出場の際に出会った外国人選手達との信頼と友情等を話された。また車椅子生活になってからご自身で自動車を運転して外出したときや車椅子で外出したときの社会での不自由さを話され、障がいをもった人達との本当の共生について考えさせられた。

成田さんは、アトランタ、シドニー、アテネで開催された各パラリンピックに出場し、金15個を含む20個のメダルを獲得されたが、90分にわたる熱のこもった話は会場一杯の参加者に深い感動を与えた。

午後に行われたシンポジウムは、「大会運営に伴うリスクマネジメント」をテーマとして開催された。座長は望月浩一郎弁護士（日本スポーツ学会副会長）がつとめ、シンポジストに大沼良介氏（宮城県スポーツ少年団副理事長）、八木由理（弁護士）、鈴木良明（東京海上日動火災保険(株)公務第一課課長）が参加して行われた。

大沼氏は、自身が第28回全国スポーツ少年団剣道交流大会の運営に携わり、そこで行った危機管理対策について話をされた。八木氏は、法律家の立場からスポーツ少年団活動中の事故責任について具体的事例をあげて話された。鈴木氏は大会中の事故実態、事故が発生したときの保険会社への連絡、事故対策について話をされた。

日頃から少年たちを指導している参加者は、大会運営中の事故補償とその対策に大きな関心をよせ、シンポジストに対して多くの質問を行っていた。

また、昼食の時間を利用してジュニアスポーツ法律アドバイザー研究会が開催された。

(入澤 充 記)

スポーツ契約等研究専門委員会報告

スポーツ契約等研究専門委員会は、平成18年11月17日、当委員会幹事である山崎卓也弁護士を講師とし、「プロスポーツにおける選手契約の実像～日本のプロ野球とJリーグにおける選手契約の比較～」と題して、第3回委員会を開催致しました。

山崎弁護士からは、まず、日本のプロスポーツの選手契約全体として、統一契約書と呼ばれる契約書の規定が選手契約の一部に過ぎず、その他にも規約や各種サイドレターが存在し、これらを含めて、実務が動いているところに本質的な特徴があることが指摘されました。また、Jリーグの選手契約は現代において検討された内容で、概念が新しいのに対し、プロ野球の選手契約は概念が古く、現代の実情に合わないため、様々なトラブルが生じているとの特徴が示されました。そして、具体的な規定内容ごとに、個別に比較がなされました。

まず、選手側の基本的義務に関する規定としては、選手の稼働義務や禁止事項、表明保証・健康診断等受信義務の定めについて、プロ野球とJリーグそれぞれの統一契約書を中心に、具体的な条項や文言を指摘しつつ、説明がありました。

次に、球団側の基本的義務に関する規定として、(1)報酬支払に関する規定、(2)移動費用または用具支弁に関する規定について解説がありました。(1)報酬支払に関する規定については、やはり出席者からも関心が高い部分であり、その解説には多くの時間が割かれていましたが、①基本報酬、②インセンティブ等、報酬の性質ごとにわけて、説明がありました。特に、①については、プロ野球で、「相場」に関するデータが比較的豊富であること、査定評価論が重要となることなどが特徴として挙げられたのに対し、Jリーグでは、「相場」に関するデータが比較的少ないこと、査定評価が困難なことなどが特徴として挙げられました。また、②については、様々なインセンティブ項目ごとに解説がなされ、プロ野球においては、項目が多数存在し、選手のタイプによっても多様性があるのに対し、Jリーグにおいては、比較的項目が少なく、項目を設定することが困難なポジションもあるという、実務的な特徴についても指摘がなされました。

さらに、移籍、肖像権に関する定めについては、

統一契約書を離れ、個別のサイドレター等の内容についても言及がありました。移籍に関しては、Jリーグにおける、海外クラブでの練習参加への承諾や移籍金の上限に関する規定などが、肖像権に関しては、マネジメント会社などとの広報窓口を定めた規定などが、実務的な合意の存在として明らかにされました。さらに、プロ野球選手の肖像権に関しては、統一契約書16条をめぐる訴訟の状況についても言及がなされました。

最後に、以上の報告に対して、様々な質疑応答がなされ、Jリーグにおける移籍金の算定方法や移籍金の実情など、より実務的な内容の解説がされた。

(松本泰介 記)

第3回スポーツ仲裁シンポジウム開催

第3回スポーツ仲裁機構シンポジウム『日本のスポーツ界に今何が求められているか』が2006年11月25日、パネラーとして具志堅幸司氏(勲日本体操協会北京オリンピック男子強化本部長、ロサンゼルスオリンピック金メダリスト)、西田善夫氏(スポーツ・アナリスト、元NHKアナウサー)、沼澤秀雄氏(立教大学教授)、萩原智子氏(山梨学院研究員、シドニーオリンピック日本代表)、林弓枝氏(ソルトレークシティー・トリノオリンピック日本代表)といった多彩な顔ぶれを迎えて大阪で行われました。当日の参加者は法律関係者は少なく、ほとんどスポーツ関係者や一般の方で、会場となった大阪中央体育館の会議室は、ほぼ満席の状態でした。

当日は初めに、道垣内正人日本スポーツ仲裁機構長から仲裁機構の紹介がなされました。その後、パネルディスカッションを始めるに際し、まず、司会を務められた早川吉尚氏(立教大学教授)からこれまでのスポーツ仲裁判断7件の紹介がなされ、仲裁判断の前提となる明確な根拠規定はないが、これまでの判断結果から、「競技団体の決定が制定した規則に違反している場合」、「規則に違反してはいないが著しく合理性を欠く場合」、「処分手続きに著しい瑕疵がある場合」、「規則自体が法秩序に違反又は著しく合理性を欠く場合」といった場合には、競技団体の行った決定が取消される場合があるという一定の基準が確立していると言って良いのではないかと興味深い内容が紹介されていました。

その後のパネルディスカッションでは、スポーツ環境、自治体や企業支援のあり方、メディアとの関係といった様々な視点から意見が交換されました。

スポーツ環境整備のためには自治体の協力が不可欠であるが、自治体財政はどこも苦しく、スポーツとどのように関わるのか。苦しい中でも、自治体の支援が不可欠であること。指定管理者制度の利用や、企業の支援のあり方（企業名をクラブ名につけないJリーグのあり方でいいのか、企業支援をないがしろにしているか）、企業公告の是非（競技場やユニフォームの公告からネーミングライツのあり方まで）。さらには、学校とスポーツの関係や、テレビ放送のあり方（タレントを中心にした放送の仕方、スポンサーに合わせた競技時間の変更、選手のインタビューの受け方、爽やかといったイメージ作り）等々について、実際にプレーした選手や放送する側でなければ分からない視点から大変興味深いお話がいくつもなされました。パネルディスカッションの最後には、会場からの質疑応答もなされ、サッカーくじの動向についての質問や、仲裁機構ができたことによって実際に判断される例は少ないものの、選手らにとって意義あるものであり、もっと早く作って欲しかったといった意見もでていました。

(桂 充弘 記)

アジアスポーツ法学会理事会報告

アジアスポーツ法学会の理事会が、2006年12月3日、韓国ソウルにおいて開催され、日本、韓国、中国の理事が参加して討議がなされた。

日本からは、菅原哲朗アジアスポーツ法学会副会長、望月浩一郎理事、オブザーバーとして森浩寿、尹龍澤、黒木松男本会会員が参加をした。

2007年度事業計画として、2007年秋に、中国北京において、「北京オリンピック成功の課題」(仮題)をテーマとした国際学術大会及び理事会を開催することが決められた。

アジアスポーツ法学会規約第13条に基づき各国で1～2名の顧問を推薦すること及び同規約4条に基づき各学会の学会誌などを相互に交換すること、2007年度国際学術大会には、インド、オーストラリアには正式に招請をすることが相互に確認した。

(望月浩一郎 記)

理事会議事要録

◆◆◆ 2006年 第5回理事会 ◆◆◆

日時：2006年10月21日(土)14：00～

場所：岸記念体育会館スポーツマンクラブ

出席理事：菅原哲朗会長、望月浩一郎副会長、

小林真理事務局長、濱野吉生、諏訪伸夫、

委任状提出：小笠原正、浦川道太郎、奥島孝康、

萩原金美、森川貞夫、中村浩爾、井上洋一、

佐藤千春

【審議事項】

1 入退会の件

5年間会費未納者12名及び退会希望者2名が承認された。

2 第14回大会の件

(1) プログラムについて、承認した。

(2) 大会における会計報告に関する件

① 2006年度会計報告について報告があり、若干の修正を加えて、大会での提案が了承された。

② 2007年度予算案について、新たに会報編集費（2万円）、HP維持管理費（2万円）、また理事会参加のための交通費を片道負担することが承認され、以上に従い、予算を再編成することを三役に一任することが承認された。

(3) 理事追加に関する件

理事追加には「会長、理事および監事等の選任等の手続に関する要綱」（2004年）に定める手続を採ることが必要であることが確認された。

3 韓国スポーツ法学会における報告の件

依頼されたテーマとの関連性等から、基調講演の演者として望月副会長、分科会発表者として森会員、日本スポーツ法学会の代表として菅原会長が訪韓することが承認された。

4 年報の編集について

(1) 編集委員会から編集経過についての報告があった。

(2) 年報の出版契約

編集委員会から、14号（来年度）は7月の発行となることから、契約の変更を確認したいとの申し出があったことから、契約の変更を再確認した。

5 会報の件

担当から、作成経過に関する報告がなされた。

6 次回日程の確認

12月16日(土)12：00～13：00（大会当日）

◆◆◆ 2006年 第6回理事会 ◆◆◆

日時：2006年12月16日(土) 12：00～13：00
 場所：早稲田大学国際会議場3階市島記念会議室
 出席理事：菅原哲朗会長、浦川道太郎副会長、
 望月浩一郎副会長、小林真理事務局長、井上洋一、
 小笠原正、道垣内正人、萩原金美、濱野吉生、
 森川貞夫、山田二郎
 委任状提出：佐藤千春、諏訪伸夫、中村浩爾

【審議事項】

1 入退会について

4件の入会申し込みがあり、すべて承認された。現
 会員数は270名。

- ・木暮信吉（長野法律事務所）
- ・岡田美紀（中央国際法律事務所）
- ・齋藤 実（神奈川大学法学部）
- ・外山幸正（とやま整形外科クリニック）

2 アジアスポーツ法学会について

菅原会長から以下の報告等があった。②及び③につ
 いては承認された。

- ① 次回は平成19年11月（予定）に北京で開催され、
 その2年後は日本での開催となる。
- ② アジアスポーツ法学会の学会通信（会報）を作成
 する方向であり、会報を送りたい。
- ③ 学会誌を作りたいということであるので日本スポ
 ーツ法学会の年報を20冊贈呈したい。
- ④ 他国がアジアスポーツ法学会の役員として顧問を
 送り出す動きがあり、日本も顧問を設け役員とし
 て送り出す必要がある。

3 その他

- ・濱野理事から、『スポーツ法学入門』第2刷の印税収
 入（10,640円）があったこと及び当初の取り決めに
 従い当学会に寄付することについて報告があった。
- ・菅原会長から、従前の学術会議関係の事務が、民間
 に移管したが、その団体にも当学会を登録したいと
 の意見が出され、承認された。
- ・次回理事会
 第1回 4月14日(土)（場所未定）

◆◆◆ 2007年 第1回理事会 ◆◆◆

日時：2007年4月14日(土) 14：00～
 場所：岸記念体育会館スポーツマンクラブ
 出席理事：菅原哲朗会長、浦川道太郎副会長、
 望月浩一郎副会長、小林真理事務局長、森川貞夫、
 濱野吉生、諏訪伸夫、井上洋一、道垣内正人、
 笠井修、斎藤健司、中村祐司、森浩寿、吉田勝光
 委任状提出：湯浅道男、佐藤千春、中村浩爾、
 奥島孝康、小笠原正

【議 題】

1. 入退会の件

入会申込者6名の入会が承認された。なお、退会者
 は2名。

- ・田中暢子（神奈川県立保健福祉大学、英国ラフバ
 ラ大学大学院スポーツ・レジャー政策研究生）
- ・大山知康（AZX総合法律事務所）
- ・山口 明（片岡総合法律事務所）
- ・嶋田修一（法修館法律事務所）
- ・木口幸夫（蓮田南中学校教諭）
- ・矢地 孝（筑波大学大学院）

2. 来期理事改選の件

小林事務局長から、次期役員候補者について検討す
 るため、役員等候補者検討委員会（三役及び各専門委
 員会委員長）を開催（萩原金美委員は長期海外出張の
 ため会長に委任）したとの報告があった。この件につ
 いては、今後、役員（三役と萩原理事）、前々会長（濱
 野理事）、前会長（小笠原理事）で検討することが確認
 された。

3. 夏期合同研究会の件

- (1) 開催場所等について
 名古屋スポーツ法研究会との共催で7月21日(土)に
 名古屋地区で開催することが承認された。
- (2) 発表内容については、望月副会長（事故判例研究
 専門委員会委員長）とも調整して内容を決定する
 ことが確認された。

4. 第15回研究大会の件

テーマは「スポーツ仲裁・調停」とすることで承認
 された。担当は、道垣内理事及び井上理事とし、ADR
 研究専門委員会（萩原理事、森理事）とも連携して行
 うことが確認された。

5. 年報の編集の件

年報編集の経過について、順調に進んでいることが
 報告された。

6. ニュースレターの件

29号の発行について、例年どおりの発行であること
 が報告された。

7. その他

- (1) 菅原会長から、「スポーツ基本法立法専門委員会
 （仮称）」の設立について提案があった。担当理事
 は、菅原会長が部会長（委員長）で、井上理事の
 他に、中村（祐）理事、斎藤理事、森理事、森川
 理事が当たることとなった。
- (2) 国際スポーツ法学会HPのリンクをはること、学
 術会議への登録等について承認された。

9. 次回日程について

次回理事会は、7月21日(土)、夏期合同研究会におい
 て理事会を開催することが確認された。

スポーツ法関連日誌

(2006.10.1～2006.12.31。年報発行時期の変更により、今回に限り、一部を掲載します。)

重量挙げの世界選手権（ドミニカ共和国）開幕に先立つ9月の検査でドーピング違反が発覚したイラン代表9選手のうち、1人が永久、8人が2年間の出場停止となったと3日、イランのテレビ局が報じた。国際重量挙げ連盟（IWF）は同国代表のブルガリア人コーチも永久資格停止とした。

[06.10.4 8:29 A P 共同]

日本中央競馬会（JRA）は19日、1日の凱旋門賞（フランス・パリ）で3着だったディーブインパクト（牡4歳、栗東・池江泰郎厩舎）から禁止薬物であるイプラトロピウムが検出されたと発表した。フランスの競馬統括団体であるフランスギャロから連絡があった。

[06.10.19 17:14 asahi.com]

秋田県大仙市の県立大曲農業高校で2003年7月、当時高校1年で柔道部員の男子生徒が、監督だった当時の男性講師と寝技の練習中、急性心不全で死亡した問題で、秋田検察審査会は20日までに、生徒を死亡させたとして業務上過失致死容疑で書類送検され、秋田地検が嫌疑不十分で不起訴としたこの男性について、不起訴不当の議決をした。

[06.10.20 19:39 時事]

欧州サッカー連盟（UEFA）は26日、試合中、相手選手に対し人種差別的発言をしたとして、ピスワ・クラクフ（ポーランド）のDFニコラ・ミハイロビッチに5試合の出場停止処分を科したと発表した。ミハイロビッチは19日に行われた欧州連盟（UEFA）杯2回戦のブラックバーン（イングランド）戦で南アフリカ出身のFWベニー・マッカーシーに対し、人種差別的発言を行った。

[06.10.27 14:22 ロイター]

日本スポーツ仲裁機構は27日、新たに始める和解あっせん調停業務を30日から行うと発表した。同機構がこれまで扱った事案でも、仲裁の過程で円満解決に至った例が多いことから、新業務に加えることが決まっていた。当事者は同機構に手続き費用として2万5000円ずつ払い、弁護士費用などは自己負担となる。

[06.10.27 19:01 時事]

5日午前9時ごろ、北海道釧路市春採の「春採アイスアリーナ」で行われた「北北海道高等学校アイスホッケー大会前期決勝大会」準決勝・白樺学園-武修館戦で、白樺のディフェンス、伏屋智史さんの首に、硬質ゴム製のバック（直径7.5センチ）が直撃。伏屋さんは病院に運ばれたが、意識不明の重体。

[06.11.5 22:30 毎日]

日本スポーツ仲裁機構は7日、セーリングのオプティミスト（OP）級の男子選手らの仲裁申し立てを棄却した。選手側は日本セーリング連盟（JSAF）の加盟団体である日本OP協会から世界選手権代表を不当に取り消されたとして、JSAFに対して、撤回するよう同協会に指導・勧告することなどを求めた。しかし、仲裁機構は、日本OP協会は独立した団体で、代表取り消しは日本OP協会が独自の判断で出来る、とした。

[06.11.07 19:42 asahi.com]

交通事故の後遺症でプロ野球への道がほぼ絶たれたとして、元白鷗大学硬式野球部員の渡辺孝治さん（27）が、事故を起こした栃木県の男性会社員らに約6700万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、宇都宮地裁が8日、男性らに約4635万円の支払いを命じたことが11日、分かった。

原道子裁判官は判決理由で、当時2年だった渡辺さんは大学野球リーグ戦で首位打者や最多盗塁などを記録、プロ野

球8球団のスカウトが視察に来ていたと指摘。「事故による歯の損傷で食いしぼる力が落ち、総力や打率などが低下したプロからドラフト指名を受けられなかった」と、後遺症の影響を認めた。

[06.11.11 17:21 四国新聞]

国際陸連（IAAF）は14日、モンテカルロで開いた理事会で、今年行われたドーピング（禁止薬物使用）検査が合計2307回（うち血液検査が1196回）に及び、違反は39件だったことを明らかにした。

検査は10月23日までの実数で、内訳は競技会で1222回、競技会以外で1085回。違反者には男子100メートル世界記録保持者のジャスティン・ガトリン（米国）も含まれている。来年は、検査数を競技会では1300-1400回、競技会以外では2200-2300回に増やし、さらに取り締まりを強化する方針。

[06.11.15 11:31 時事]

女子プロゴルフ協会（LPGA）のビーベンス・コミッションナーは15日、当地で会見し、ツアー参加選手に対するドーピング（禁止薬物使用）検査を2008年から導入すると発表した。今後6-9カ月の間に薬物規定の詳細を整え、07年後半に正式発表する予定。

[06.11.16 12:01 時事]

フランスの競馬統括機関、フランスギャロは16日、世界最高峰レースの仏凱旋門賞で3着に入った後、禁止薬物使用が発覚した日本の三冠馬ディーブインパクト（牡4歳）に対し、同レースの失格と賞金取り消し、同馬を管理する池江泰郎調教師に制裁金としては最高額の1万5000ユーロ（約227万円）の処分を科したと発表した。

[06.11.16 18:01 時事]

ブラジルのスポーツ高裁は22日までに、サッカーの同国元20歳以下（U20）代表でフィゲレンセ所属のMFカルロス・アウベルト選手に対し、年齢を5歳若く偽っていたとして、360日間の試合出場停止を言い渡した。同選手は1978年1月生まれで、実際には28歳にもかかわらず、身分証を改ざんして83年1月生まれの23歳としていた。

[06.11.23 11:30 時事]

人材派遣事業や介護事業などを手掛けるグッドウィル・グループと西武鉄道、プロ野球西武球団は2日、同球団の本拠地球場である西武ドームと2軍チームの命名権（ネーミングライツ）契約を結ぶことで基本合意したと発表した。期間は来年1月1日から5年。契約額は総額で推定25億円。

3日、神戸市のポートアイランドスポーツセンターで行われたアイスホッケーのアジアリーグ、日光神戸-長春富奥（中国）戦で放棄試合があった。第2ピリオド途中の接触プレーをめぐって両チームが乱闘。反則の確認などで中断が長引き、長春富奥が試合続行を拒否した。放棄試合はリーグ4年目で初めて。

[06.12.3 21:30 時事]

日本野球機構は4日、都内で理事会を開き、阪神に求めた30億円の負担金のうち、入会手数料1億円以外の29億円を免除することを正式に決めた。阪神は親会社の経営統合が球団所有者の変更に当たるとして預かり保証金25億円などの支払いを求められたが、「球団の経営形態に変化はない」との主張が11月のプロ野球オーナー会議で認められた。日本野球機構は、12球団を会員とする社団法人。

[06.12.4 20:30 時事]

鹿児島県高校野球連盟（高田肥文会長）は6日、同高野連の森口洋理事長（57）が教諭として勤務する県立武岡台高校（鹿児島市）で、3年生の野球部員7人を平手でたたいたとして辞任の申し出があったため、同日、常任理事会で辞任を了承したと発表した。

[06.12.6 19:26 asahi.com]

今季から日本プロ野球組織 (NPB) が導入したドーピング (薬物使用) 検査が来季からは本格運用されることが7日、分かった。

11月30日のNPBと日本プロ野球選手会の協議会で報告があり、開幕までに周知徹底を図る予定。今季は暫定的に実施していたが、選手会関係者によれば違反者はなかったという。
[06.12.07 17:29 共同]

ドーハ・アジア大会の総合馬術に韓国代表として出場していたキム・ヒョンチル選手が、競技中の落馬により死亡した。
[06.12.7 20:03 YONHAP NEWS]

アジア・オリンピック評議会 (OCA) は10日、ドーハ・アジア大会に出場したウズベキスタンの重量挙げ2選手がドーピング (禁止薬物使用) 検査で陽性反応を示したため、失格処分にしたと発表した。
[06.12.10 23:30 時事]

アジア・オリンピック評議会 (OCA) は11日、ドーハ・アジア大会の重量挙げ女子75キロ級で2位に入ったオー・ミヤ・サンダ (ミャンマー) をドーピング (禁止薬物使用) 違反のため失格とし、銀メダルを剥奪したと発表した。今大会のドーピング違反による失格者は4人目。いずれも重量挙げの選手で、メダルの剥奪は初めて。オーから採取した尿からは筋肉増強効果があるたんぱく同化剤の一種が検出された。ミャンマーは女子48キロ級でも薬物違反で失格者を出している。
[06.12.11 21:30 時事]

アジア・オリンピック評議会は12日、ボディビル75キロ級のイラク選手を、禁止薬物である筋肉増強剤のナンドロロンを所持していたとして失格処分にした。入国の際、アンブル134本を所持していたのをカタール保健当局などに見つかった。
[06.12.12 21:00 asahi.com]

15日に閉幕した第15回アジア大会で、陸上女子800メートルで銀メダルを獲得したサンティ・ソウンダラジャン (インド) が、性別検査で問題点があったとして、メダルを剥奪された。インド・オリンピック委員会が19日に発表した。25歳のソウンダラジャンは9日の競技後に性別検査を受けるよう指示され、アジア・オリンピック評議会にメダル返上を求められていた。
[06.12.20 13:29 ロイター]

日本サッカー協会は20日、日本代表公式スポンサーとして、キリンビール、キリンビバレッジ両社との契約を更新したと発表した。2007年4月から15年3月までの8年契約で、金額は非公表だが、2社で総額120億円前後とみられる。

お詫び

2006年度第1回理事会の議事要録において、新入会員の項で郷田正萬会員 (神奈川大学) の紹介が抜け落ちていました。郷田会員には、ご迷惑をお掛けして申し訳ございませんでした。

スポーツ六法 2007

◆法令だけではなく面白さ◆スポーツ活動に関わる情報満載まさに百科◆
通知・通達・競技団体規約・各種憲章・判例・仲裁判断等、様々な場面に
【編集代表】小笠原 正・塩野 宏・松尾 浩也 四六変 総1000頁
【編集委員】浦川 道太郎/川井 圭司/菅原 哲朗/高橋 雅夫/ ISBN978-4-7972-5607-9
道垣内 正人/濱野 吉生/守能 信次/森浩寿/吉田 勝光 本体3,000円(税別)

最新のスポーツ法学基本書 本体2,900円(税別)

導入対話によるスポーツ法学(第2版)

監修: 小笠原 正 著: 井上 洋一 小笠原 正 川井 圭司 齋藤 健司
森浩寿 濱野 吉生 謝訪 仲夫 発行: 不磨書房

信山社 〒113-0033 東京都文京区本郷 6-2-9-101 東大正門前
TEL: 03(3818)1019 FAX: 03(3818)0344 E-mail: order@shinzansha.co.jp

旧東ドイツで起きた組織的ドーピング (薬物使用) で、筋肉増強剤などの薬物を選手に供与していた製薬会社が21日、犠牲者の元選手184人に対し1人当たり9250ユーロ (約145万円) の補償金を支払うことで合意した。

[06.12.21 25:23 AP 共同]

車椅子テニスのフランス人選手、メリハ・カーリッチが、禁止薬物使用 (ドーピング) 違反のため、2年間の出場停止処分を受けた。国際テニス連盟 (ITF) が21日に発表した。
[06.12.22 15:29 ロイター]

2003年欧州陸上選手権の女子三千m障害を制したリュボフ・イワノワ (ロシア) がドーピング (薬物使用) 違反のため2年間の資格停止処分を受けた。ロシア陸連が24日、明らかにした。
[06.12.24 23:52 AP 共同]

政府は二十六日の閣議で、スポーツ競技選手のドーピング (薬物使用) 予防と撲滅を目指す「反ドーピング条約」の締結を決めた。同条約の受諾書を二十七日に国連教育科学文化機関 (ユネスコ) の松浦晃一郎事務局長に提出する。条約は来年二月に発効、反ドーピング分野では初の世界的な政府間条約となる。
[06.12.26 11:41 共同]

日本女子プロゴルフ協会は28日、懲戒諮問委員会と臨時理事会を開き、ツアー2次予選会 (10月31日から茨城・ノースショアCC) でスコアを改ざんした同協会会員の滝浪愛 (26) を2016年12月28日まで10年間の資格停止処分とすることを決めた。滝浪は女子協会のトーナメント出場と会員としてのレッスン活動ができない。
[06.12.28 12:31 時事]

夏期合同研究会開催のお知らせ

今年度夏期合同研究会は名古屋スポーツ法研究会との共催により、名古屋国際センタービルで開催をいたします。「夏のスポーツ事故対策は万全ですか?」というテーマで、一般の方々の参加も呼びかけます。内容につきましては詳しくは別添の文書をご覧ください。久しぶりに東京以外の地域で、夏期合同研究会を開催いたします。奮ってご参加ください。

日時: 2007年7月21日(土) 午後1時30分~4時

場所: 名古屋国際センタービル5階第一会議室

(名古屋市中村区那古野1-47-1、名古屋駅から東へ徒歩7分、又は地下鉄桜通線「国際センター」駅下車)。

フランススポーツ 基本法の形成

齋藤健司著 A5/1112頁/価18,900円(税込)
歴史的過程を実証し、その構造と理論体系を明らかにする。

地方自治体の スポーツ立法政策論

吉田勝光著 A5/182頁/価2,625円(税込)
条例の制定や指定管理者制度等、立法的観点から論じる。

成文堂 〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町514
http://www.seibundoh.co.jp 電話03(3203)9201(代)・FAX 03(3203)9206

平成 19 年度 夏期合同研究会（ご案内）

日本スポーツ法学会 会長 菅原哲朗
名古屋スポーツ法研究会 代表 酒井俊皓

平成 19 年度夏期合同研究会を、日本スポーツ法学会・名古屋スポーツ法研究会共催で、下記のとおり名古屋市にて開催いたします。今回は、一般市民の方に、夏に発生するスポーツ事故に関心を持っていただきたく、様々な角度から報告をしていただくことにしました。多数のご参加をお待ちしております。

記

- 1 テーマ 「夏のスポーツ事故対策は万全ですか？」
- 2 日時 平成 19 年 7 月 21 日（土）午後 1 時 30 分～4 時
- 3 開催形態 日本スポーツ法学会・名古屋スポーツ法研究会（共催）
- 4 場所 名古屋国際センター第一会議室
（同センタービル 5 階、名古屋市中村区那古野一丁目 47 番 1 号）

5 目的・内容等

- (1) 目的 夏を迎えるにあたって、一般のスポーツ愛好者、指導者（学校関係者を含む）、保護者等、多くの皆さんが関心を持つ事故を取り上げ、事故防止対策への一助とする。また、学校現場でどのような法的責任を負うのか必ずしも明確ではないテーマを検討し、事故の防止を図る。
- (2) 内容 夏の時期に発生するスポーツ事故を多数取り上げ、その事故防止への注意を喚起する (①) とともに、特定の分野に焦点をあてた報告を行うことで、より深く理解していただく (②)。更に、責任が不明確な事故類型について検討を加え (③)、最後に、フロアーとの質疑を行う (④)。

① 事例報告 (1) 「夏のスポーツ事故の現状と対策」

弁護士 望月浩一郎 所要時間：40 分程度

- * 可能な限り多くのスポーツ種目の夏の事故を取り上げ、夏のスポーツ事故全般について報告を行う。参加者に事前の事故防止対策について、安全確保の意識を持っていただくようにしたい。

② 事例報告 (2) 「球技の事故～特に野球事故に焦点をあてる～」

弁護士 西山 一博 所要時間：40 分程度

- * 野球事故のパターンとその責任及び過失割合に関する裁判所の判断を分析する。その中から事故防止対策として採るべき範囲を明らかにする。

③ 研究報告 「いわゆる学校のプール開放中の事故」

松本大学教授 吉田勝光 所要時間：30 分程度

- * 学校関係者のみならず、プール当番を任される保護者の関心も高い。そこで、プール開放の現状を把握し、それらに応じて検討されるべき法的問題点を明らかにする。

④ 質疑 30 分程度（質疑。一括して）

名古屋国際センター

名古屋市中村区那古野 1-47-1

名古屋駅から東へ徒歩7分。又は地下鉄桜通線「国際センター」駅で下車。

